

# 仕 様 書

西部医療センターにおける富士フイルムメディカル社製医療機器保守業務委託は本仕様書に基づいて行うものとする。

## 1. 用語の定義

- (1) 「受託者」とは、本仕様書に定める業務を受託する者をいう。
- (2) 「委託者」とは、公立大学法人名古屋市立大学をいう。
- (3) 「病院」とは、名古屋市立大学医学部附属西部医療センターをいう。

## 2. 保守期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## 3. 定期保守点検

- (1) 機器ごとに定める点検内容に従い定期点検を実施すること。
- (2) 期間中に機器ごとに定められた回数(point check)の点検を実施すること。また、実施日時については、病院放射線技師（以下「担当者」という。）と協議の上、決定すること。

## 4. 故障修理

病院から故障発生の連絡を受け付けた時は、担当者と故障状況を調査し速やかに対処すること。

## 5. 定期点検報告書及び故障修理報告書

各報告書は担当者の確認印を得た後、担当者へ提出するとともに、写しを1部経営課へ提出すること。

## 6. 除外事項

次に掲げる故障については、本契約から除外する。

- (1) 病院若しくは第三者の故意もしくは、過失又は病院設備（電気、空調等）の異常による故障
- (2) 病院独自に変更又は改造した機器
- (3) 受託者以外の者が保守又は修理したことに起因する故障
- (4) 受託者の承認なしに機器を移動又は再設置したとき
- (5) 天災その他不可抗力による故障
- (6) 保守契約の範囲を超えて実施する整備作業（オーバーホール）
- (7) マルウェア等の不正プログラム感染やサイバー攻撃などのセキュリティインシデント発生時の対応及び駆除作業、復旧作業及び調査

## 7. X線透視撮影装置保守業務委託

(1) 対象機器：富士 X線透視撮影装置 VersiFlex VISTA 一式

(2) 対象機器内訳

ア 画像処理装置 DR-V(F)

イ X線検出器 FPD4343CvB

ウ X線管装置 UH-6QC-307E

エ 透視台 SF-VA2000FP

オ 高電圧発生装置 GHF-SPF-155H4

(3) 定期保守点検内容及び回数

ア 定期点検作業は期間中に 2 回実施すること。

イ FPD キャリブレーションは期間中に 4 回実施すること。

(4) 交換部品の費用負担

ア 定期交換部品及び修理時の部品費用は受託者の負担とする。ただし、X線管装置、部品単価 200,001 円以上の部品、装置バージョンアップ及びグレードアップ、並びに消耗品及び補用品の供給は委託者の負担とする。ただし、FPD パネルが故障した場合は受託者負担で交換するものとする。

イ リモートメンテナンス (Sentinal サポート) 診断ができること。

## 8. 乳房 X線撮影装置保守業務委託

(1) 対象機器：乳房 X線撮影装置 AMULET Innovality 一式

(2) 対象機器内訳

ア AMULET Innovality トモシンセシス仕様

イ AWS-h(FDR-3000 AWS)

ウ AWS-h 追加 5 モニタ

(3) 対象外機器等

ア ハードウェア・ソフトウェアのアップグレードは含まない。

イ 修理部品及び消耗品は含まない。

(4) 定期点検保守内容及び回数

ア 現地点検は期間中 2 回実施すること。

イ リモート点検は月 1 回実施すること。

(5) 交換部品の費用負担

交換する部品については、全て委託者の負担とする。

## 9. FPD 装置保守業務委託

(1) 対象機器

ア FPD 装置 CALNEO Smart C77 1 枚

- イ FPD 装置 CALNEO Smart C12 2 枚
- ウ FPD 装置 CALNEO Smart C47 1 枚
- エ FPD 装置 CALNEO FLOW G77 1 枚
- オ FPD 装置 CALNEO Flow C77 1 枚
- カ FPD 装置 CALNEO Flow C47 1 枚
- キ FPD 装置 CALNEO Flow C12 2 枚
- ク コンソール Console Advance 3 台
- ケ コンソール Console Advance\_MOBILE 1 台
- コ 拡張画像処理ユニット EX-Mobile 3 台

(2) 定期点検保守回数及び実施時間

現地点検は期間中 1 回実施すること。

(3) 交換部品の費用負担

対象機器の製造者による部品またはサービスの供給が終了した場合を除き、交換する部品については、全て受託者の負担とする。

10. 回診用 X 線撮影装置保守業務委託 一式

(1) 対象機器

- ア 回診用 X 線撮影装置 CALNEO Go PLUS 一式
- イ 回診用 X 線撮影装置 CALNEO AQR0 一式

(2) 定期点検保守回数及び実施時間

現地点検は期間中 1 回実施すること。

(3) 交換部品の費用負担

対象機器の製造者による部品またはサービスの供給が終了した場合を除き、交換する部品については、全て受託者の負担とする。

11. 検査及び委託料の支払い

(1) 委託者は、契約期間中に保守業務の完了検査を履行開始日から令和 8 年 9 月末までとその他の期間とで分けて 2 回行うものとし、受託者は、検査に合格した後に当該業務に係る委託料の支払いを請求することができるものとする。

(2) 受託者は、(1)における検査の際に、5 に定める報告書及びその他保守業務を履行したことが確認できる書類等を委託者に提出するものとする。ただし、提出書類が既に病院へ報告書が提出されている等の理由で重複する場合その他委託者が必要でないと認めたときは、受託者は、当該書類の提出を省略することができるものとする。

12. その他

(1) 受託者は、別記「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」

を遵守すること。

- (2) 本契約業務の必要に応じて交換した故障部品のうちメーカーが指定する部品の所有権は受託者に帰属するものとする。
- (3) 契約機器の占有及び管理責任は病院に帰属し、日常の保守管理は病院がその責任において行うものとする。
- (4) データのバックアップは病院の責任で行われるものとし、原因の如何を問わず、バックアップデータがあれば避けることができたデータの復旧不能について、受託者は責任を負わないものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、担当者と協議の上、実施するものとする。

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。  
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。  
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。  
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することによむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

### (複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

### (情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。  
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

### (情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。  
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

### (報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。  
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

### (従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。  
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。  
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。  
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

### **(契約解除及び損害賠償等)**

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
  - (2) 損害賠償を請求すること。
  - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

### **(特定個人情報に関する特則)**

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

### **(電子情報の消去に関する特則)**

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

(別添)

## 障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。